

施工条件明示事項

下記項目のうち適用項目○印該当欄は、当該工事に関する施工条件として明示するものである。
記載内容は、特記仕様書と同様の位置付けである。
なお、明示事項に変更が生じた場合は、監督員に報告し、協議するものとする。

	明示項目	適用項目	明示が必要な場合	明示事項	内容	
A 契約関係	1 入札契約に係る事項		最低制限価格設定工事			
			低入札価格調査対象工事			
	2 低入札工事における技術者		補助技術者を配置する場合	補助技術者の資格		
B 工程関係	1 関連工事との調整		他の工事の開始又は完了の時期により、当該工事の施工時期、全体工期等に影響がある場合	影響を受ける部分		
				影響を受ける工事内容		
				関連する工事内容		
			関連する工事の開始又は完了の時期			
	2 施工時期、時間の制限		施工時期、施工時間及び施工方法が制限される場合	制限される施工内容		
				制限される施工時期、施工時間		
				制限される施工方法		
	3 関係機関等との協議	○	当該工事の関係機関等との協議に未成立のものがある場合	制約を受ける内容	配水管および給水管布設	
				協議内容	市道占用	
			協議成立見込時期	未定		
		関係機関、自治体等との協議の結果、特定の条件が付され当該工事の工程に影響がある場合	影響を受ける部分			
			影響を受ける内容			
4 土壌汚染、地下埋設物及び埋蔵文化財の事前調査		工事着手前に土壌汚染、地下埋設物及び埋蔵文化財等の事前調査を必要とする場合	調査項目			
			調査期間			
		地下埋設物等の移設が予定されている場合	移設期間			
C 用地関係	1 工事用地等の未処理部分	○	工事用地等に未処理部分がある場合	場所・範囲	ポンプ場用地	
				処理の見込み時期	5月中旬	
	2 工事用地等の復旧		工事用地等の使用終了後の復旧	内容		
	3 借地		工所用仮設道路・資機材置き場用の用地を借地させる場合	場所・範囲		
				時期・機関		
				使用条件・復旧方法		
4 仮用地等として官有地の提供		施工のための仮用地等として施工者に、官有地等を使用させる場合	場所・範囲			
			時間・時期			
			使用条件			
			復旧方法			
5 立木伐採		立木伐採を行う必要がある場合	場所・範囲			
			処理方法			
D 環境対策関係	1 公害防止（騒音、振動、粉塵、排）	○	工事に伴う公害防止のため、施工方法、建設機械・設備、作業時間等の指定が必要な工事の施工に伴って発生する騒音、振動、地盤沈下、地下水の枯渇等が予測される場合	施工方法、建設機械・設備、作業時間	低騒音型、低振動型建設機械の指定に関する規定及び排出ガス対策型建設機械指定要領に基づき指定される建設機械・設備を使用するものとする。	
				事前・事後調査の区分		
	2 騒音、振動、地盤沈下、地下水枯渇等の防止調査			調査時期		
				未然に防止するための必要な調査方法		
				未然に防止するための必要な調査範囲		
	3 電波障害等に起因する事業損失防止調査		電波障害等に起因する事業損失が懸念される場合	事前・事後調査の区分		
				調査時期		
				未然に防止するための必要な調査方法		
			未然に防止するための必要な調査範囲			
4 濁水、湧水等の処理		濁水・湧水等の処理で特別の対策を必要とする場合	処理施設、処理条件			
5 特別の環境対策		周辺住民の要望や関係官公署の指導等により特別の環境対策を必要とする場合	内容			
E 安全対策関係	1 交通安全施設		交通安全施設等を指定する場合	指定の内容		
				指定の期間		
	2 近接施工		鉄道、ガス、電気、電話、水道等の施設と近接する工事において施工方法等に制限がある場合	制限される施工方法		
				制限される作業時間帯		
	3 落石、雪崩、土砂崩落等の防護施設		落石、雪崩、土砂崩落等に対する防護施設が必要な場合	防護施設の内容		
	4 交通規制	○	交通規制を実施する場合	規制の内容	車道片側交互通行、車道通行止め	
	5 交通誘導警備員の配置	○	交通誘導警備員の配置を指定する場合	延べ人数	24人	
配置時間				8:00～17:00		
6 有毒ガス及び酸素欠乏等の対策		有毒ガス及び酸素欠乏対策として、換気設備が必要な場合	換気設備等の内容			
7 高所作業		高所作業で落下・墜落等対策を指定する場合	指定の内容			

	明示項目	適用項目	明示が必要な場合	明示事項	内容
F 工 事 用 道 路 関 係	1 一般道の使用		搬入経路、使用時間、使用時間帯等に制限がある場合	制限される工事用資機材の搬入経路	
			制限される使用期間		
	2 仮道路		搬入、搬出路の使用後及び使用後の処置が必要である場合	使用中・使用後の処置内容	
			仮設道路を設置する場合	仮設道路の仕様 安全施設等の設置期間 工事終了後の措置(存置又は撤去)	
G 仮 設 関 係	1 仮設 (仮土留、仮橋、足場等)		仮設道路の維持補修が必要である場合	内容	
			仮設物を他の工事に引き渡す場合及び引き継いで使用する場合	仮設備の内容 仮設備の期間 仮設備の条件	
			仮設の構造、工法及びその施工範囲を指定する場合	仮設備の構造、施工方法、施工範囲	
			仮設の設計条件を指定する場合	設計条件の内容	
			水替・流入防止施設が必要な場合	内容、期間	
H 建 設 副 産 物 関 係	1 建設発生土の搬出	○	建設発生土が発生する場合	受入場所及び仮置き場所までの距離	設計書による。
			処分又は保管条件		監督員の指示による。
	2 建設副産物の利用		現場内での再利用又は減量化が必要な場合	現場内利用の内容 減量化の内容	
			建設副産物及び建設廃棄物の処理	建設副産物及び建設廃棄物が発生する場合	処理方法、処理場所等の処理条件
3 建設副産物及び建設廃棄物の処理	○	再資源化処理施設又は最終処分場を指定する場合	受入場所、距離等の処理条件	別紙(特定建設資材の分別解体等・再資源化等に関する条例)による。	
I 工 事 支 障 物 件 等	1 工事支障物件協議	○	地上、地下等における占用物件の有無及び占用物件等で工事支障物が存在する場合	協議の進捗状況 支障物件名、管理者名、位置、移設時期、工事方法、防護等	静岡県 地下埋設物の事故防止マニュアルに基づき、【別紙】埋設物件確認書(マニュアルP.9)へ埋設物管理者から聞き取った内容記載し提出する。また、「6. チェックリスト(受注者用)」も提出する。
			地上、地下等の占用物件に係る工事期間と重複して施工する場合	工事内容 工事期間	
J 薬 液 注 入 関 係	1 薬液注入		薬液注入を行う場合	設計条件、施工工法等	
			周辺環境に与える影響の調査が必要な場合	周辺環境調査の内容	
K そ の 他	1 中間検査	○	検査員による中間検査の対象となる場合	対象工種	土工・管布設工
				検査項目	掘削状況・管布設状況・埋戻し状況
				時期	適宜
	2 材料検査	○	監督員による材料検査の対象となる場合	対象となる材料	管材・ポンプ
				時期	適宜
	3 工事用資機材の保管及び仮置き		工事用資機材の保管及び仮置きが必要な場合	保管及び仮置き場所、期間、保管方法等	
	4 工事現場発生品		工事現場発生品がある場合	品名・数量、現場内での再使用の有無 引渡場所	
	5 支給品及び貸与品		支給材料及び貸与品がある場合	品名・数量・品質	
				規格又は性能	
				引渡場所・引渡期間	
	6 関連機関との近接協議			近接協議に係る条件及び内容	
	7 架設工法		架設工法を指定する場合	施工方法	
				施工条件	
	8 工事用水、電力		工事用水を指定する場合	工事用水の内容	
工事電力を指定する場合			工事電力の内容		
9 新技術・新工法・特許工法		新技術・新工法・特許工法を指定する場合	工法の内容		
10 部分使用		部分使用を行う必要がある場合	部分使用箇所		
			部分使用時期		
11 契約後VE		予定価格1千万円以上の工事の場合	契約後VE提案対象工事への該当		
12		共通仕様書に記載のない施工方法を指定する場合	指定内容		
13 その他		施工管理基準に記載のない施工管理(出来型・品質・写真管理)を指定する場合	指定内容		
14		景観に配慮し、構造物の色彩やデザイン等を指定する場合	指定内容	景観配慮チェックシートによる。	

様式 1

【別紙】

埋設物件確認書

工事（業務）名：令和6年度 上水道統合事業 西大谷地区配水管布設工事（1工区）
 施工箇所：掛川市 西大谷 地内
 受注者：
 担当者氏名：

確認結果

※履行又は施工条件明示事項で「有り」の場合は、設計図書に添付する。

埋設物件	埋設物管理者			確認欄	確認日	確認内容・内容聞き取り日
	部局課、支店名等	連絡先	担当者			
						埋設物件 (有り[土被り m]・無し) 月 日 埋設物件有りの時 (試掘の必要 有り・無し) 月 日 試掘位置決定時 (立会の必要 有り・無し) 月 日 試掘 (立会の必要 有り・無し) 月 日
						埋設物件 (有り[土被り m]・無し) 月 日 埋設物件有りの時 (試掘の必要 有り・無し) 月 日 試掘位置決定時 (立会の必要 有り・無し) 月 日 試掘 (立会の必要 有り・無し) 月 日
						埋設物件 (有り[土被り m]・無し) 月 日 埋設物件有りの時 (試掘の必要 有り・無し) 月 日 試掘位置決定時 (立会の必要 有り・無し) 月 日 試掘 (立会の必要 有り・無し) 月 日
						埋設物件 (有り[土被り m]・無し) 月 日 埋設物件有りの時 (試掘の必要 有り・無し) 月 日 試掘位置決定時 (立会の必要 有り・無し) 月 日 試掘 (立会の必要 有り・無し) 月 日
						埋設物件 (有り[土被り m]・無し) 月 日 埋設物件有りの時 (試掘の必要 有り・無し) 月 日 試掘位置決定時 (立会の必要 有り・無し) 月 日 試掘 (立会の必要 有り・無し) 月 日

※現地調査等により、新たな埋設物件を確認した場合は追記すること。

令和6年度 上水統合事業 西大谷地区配水管布設工事（1工区）

特記仕様書

1. 本仕様書は、「掛川市水道工事標準仕様書」に定めるもののほか、本工事の施工に関し必要な事項を定めるものとする。
2. 請負業者は、監督員から提示された設計図面・設計計算書・数量計算書を精査し、疑義が生じた場合は直ちに監督員に連絡し協議するものとする。精査業務を行わず施工された構造物に欠陥が発見された場合、請負業者はその修復に対する責を負うものとする。
3. 工事区間について、通行規制等を行う場合は関係機関と十分な協議を行い、周辺の住民生活に支障をきたさないようにすること。
4. 舗装版切断時に発生する濁水は、吸引のうえタンク等に貯留し、中間処理施設等へ運搬し処理すること。
5. 進捗率が概ね50%に達した時点を目安として、中間検査を実施すること。実施時期および内容については監督員と協議すること。
6. 完成書類の他に、竣工図・オフセット図・分水工事連絡表をデータで提出すること。
7. 給水管の引込に関して、「掛川市給水装置工事設計・施工基準」に適合しない場合は、給水管の引込方法について監督員と協議すること。
8. その他疑義が生じた場合は、事前に監督員と協議のうえ、速やかに処理すること。

令和6年度 上水道統合事業
西大谷地区配水管布設工事（1工区）

特記仕様書

（ポンプ場 機械設備）

掛川市上下水道部水道課

令和6年度 上水道統合事業 西大谷地区配水管布設工事（1工区）
ポンプ場 機械設備 特記仕様書

第1章 総 則

1. 1 一般事項

1.1.1 適用の範囲

本設備は、掛川市西大谷地区のポンプ場に設置する機械設備の新設工事であり、本工事の施工に当たっては、全ての関連法令等の定めるほか、契約書、本特記仕様書、設計図面、及び発注者の定めるもの（以下設計図書と称する）に基づき、監督員の指示のもとに本工事受注者は責任をもって施工しなければならない。

1.1.2 工事名称

令和6年度 上水道統合事業 西大谷地区配水管布設工事（1工区）

1.1.3 施工期間

着手 契約日

竣工 令和6年12月13日

1.1.4 疑義

- (1) 受注者は、入札前に設計図書を精査し、疑義を正した後入札参加するものとする。契約後の意義申し立ては一切認めない。
- (2) 設計図書に明記されていなくても、本工事に当然必要なものについては、受注者の責任においてこれを施工する。

1.1.5 工事変更

- (1) 発注者が必要と認めた場合は、工事内容の変更、一時中止を行うことがある。これにより、請負金額又は工期に変更の生じる場合は発注者、受注者協議の上これを決定する。
- (2) 受注者は、正当な理由により契約工期内に工事の完成が出来ない場合、事前にその理由を書面に記した工期延期願を発注者に提出し工期の延期を求めることが出来る。但し、延期期日については発注者、受注者協議の上これを決定する。
- (3) 工事内容の変更に伴う請負金額の変更は、発注者の設計金額に対する本工事請負金額の比率をもって行うものとする。

1.1.6 提出書類

契約書に記載の書類とする。

1.1.7 各種届出

関係諸官庁、電力会社等への各種申請、書類の作成は全て受注者が行うものとし、その費用は工事負担金等を除き全て受注者の負担とする。

1.1.8 竣工検査

竣工検査には受注者が立会い、検査の結果不合格箇所が指摘された場合発注者の指示する期間内に手直し等を完了し、再検査を受けなければならない。

1.1.9 工事完了及び引渡し

竣工検査合格をもって、工事完了、引渡しとする。

1.1.10 取扱説明

その必要のあるものについては、設備引渡し総合試運転後、発注者に取扱説明を行うものとする。その期間は、発注者、受注者協議の上決定する。

第2章 特記仕様

2.1 概要

本設備は、加圧給水ポンプの新設を目的として、ポンプ場の新設を行うもので、機器の製作、据付、試運転調整のすべての工事を行うものである。

2.2 設備構成

2.2.1 機械設備

(1)加圧給水ポンプ設備

2.2.2 機器仕様

(1)加圧給水ポンプ設備

①給水ポンプ

1)型式	水道直結形 推定末端圧力一定形陸上ポンプ(スタンド型) 減圧式逆流防止弁付
2)吐出量	0.225m ³ /分
3)揚程	48m(95m)
4)口径	φ40
5)吸込口径	40mm
6)吐出口径	40mm
7)電源	AC200V, 60Hz, 3φ3W
8)電動機出力	2.2kw
9)数量	2台(内1台予備)交互運転方式、圧力タンク内臓

2.3 据付・配管工事

2.3.1 機器据付工事

- (1)2-2-1に記載する全ての機器据付工事。
- (2)機器据付にあたっては、芯出しの確認を行うこと。
- (3)機器、材料等損傷しない様、十分な注意と確認を行い搬入据付を行うこと。

2.3.2 別途工事

- (1)電気設備工事
- (2)場内配管工事
- (3)場内整備工事

令和6年度 上水道統合事業
西大谷地区配水管布設工事（1工区）

特記仕様書

（ポンプ場 電気設備）

掛川市上下水道部水道課

令和6年度 上水道統合事業 西大谷地区配水管布設工事（1工区）
ポンプ場 電気設備 特記仕様書

第1章 総 則

1. 1 一般事項

1.1.1 適用の範囲

本設備は、掛川市西大谷地区のポンプ場に設置する加圧ポンプ場電気設備の新設工事であり、本工事の施工に当たっては、全ての関連法令等の定めるほか、契約書、本特記仕様書、設計図面、及び発注者の定めるもの（以下設計図書と称する）に基づき、監督員の指示のもとに本工事受注者は責任をもって施工しなければならない。

1.1.2 工事名称

令和6年度 上水道統合事業 西大谷地区配水管布設工事（1工区）

1.1.3 施工期間

着手 契約日
竣工 令和6年12月13日

1.1.4 疑義

- (1) 受注者は、入札前に設計図書を精査し、疑義を正した後入札参加するものとする。契約後の意義申し立ては一切認めない。
- (2) 設計図書に明記されていなくても、本工事に当然必要なものについては、受注者の責任においてこれを施工する。

1.1.5 工事変更

- (1) 発注者が必要と認めた場合は、工事内容の変更、一時中止を行うことがある。これにより、請負金額又は工期に変更の生じる場合は発注者、受注者協議の上これを決定する。
- (2) 受注者は、正当な理由により契約工期内に工事の完成が出来ない場合、事前にその理由を書面に記した工期延期願を発注者に提出し工期の延期を求めることが出来る。但し、延期期日については発注者、受注者協議の上これを決定する。
- (3) 工事内容の変更に伴う請負金額の変更は、発注者の設計金額に対する本工事請負金額の比率をもって行うものとする。

1.1.6 提出書類

契約書に記載の書類とする。

1.1.7 各種届出

関係諸官庁、電力会社等への各種申請、書類の作成は全て受注者が行うものとし、その費用は工事負担金等を除き全て受注者の負担とする。

1.1.8 竣工検査

竣工検査には受注者が立会い、検査の結果不合格箇所が指摘された場合発注者の指示する期間内に手直し等を完了し、再検査を受けなければならない。

1.1.9 工事完了及び引渡し

竣工検査合格をもって、工事完了、引渡しとする。

1.1.10 取扱説明

その必要のあるものについては、設備引渡し総合試運転後、発注者に取扱説明を行うものとする。その期間は、発注者、受注者協議の上決定する。

第2章 特記仕様

2.1 概要

本設備は、加圧ポンプ施設新設工事に伴う、電気設備の配線工事である。

2.2 新設機器

2.2.1 機器構成

(1) 引込開閉器盤

2.2.2 機器仕様

(1) 引込開閉器盤

- | | | |
|----------------|---------|-------|
| 1) 数量 | 1 面 | |
| 2) 形式 | 屋外電柱取付形 | SUS 製 |
| 3) 盤内収納機器 | | |
| ア) ELCB 3P 30A | | 1 台 |
| イ) その他必要なもの | | 1 式 |

2.3 据付・配線工事

2.3.1 機器据付工事

- (1) 2・2・1 に記載する機器据付工事。
- (2) 機器据付にあたっては、芯出しの確認を行うこと。
- (3) 機器、材料等損傷しない様、十分な注意と確認を行い搬入据付を行うこと。

2.5.2 電気計装配線工事

- (1) 各機器間動力配線工事
- (2) 各機器間制御配線工事
- (3) その他必要な工事

2.5.3 工事材料

- (1) 電線・ケーブルは全てエコケーブルとする。
- (2) 電線管は下記とする。
 - ア) 露出部：厚鋼電線管 (PE)
 - イ) 埋設部：厚鋼電線管 (PE)、波付硬質合成樹脂管 (FEP)
- (3) プルボックス
 - ア) 全て SUS 製とし、屋外形及び特に指定する物については防水形とする。
 - イ) サイズは、ケーブルの屈曲半径を満足するサイズとする。
- (4) 記載無き材料については承諾函提出の上、監督員の承諾を得て使用のこと。

特定建設資材の分別解体等・再資源化等に関する条件

1. 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（（平成 12 年法律第 104 号）。以下「建設リサイクル法」という。）に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。

なお、本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、以下の積算条件を設定しているが、工事請負契約書「解体工事に要する費用等」に定める事項は契約締結時に発注者と請負者の間で確認されるものであるため、発注者が積算上条件明示した以下の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。

ただし、工事発注後に明らかになった事情により、予定した条件により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

① 解体等の方法

	工 程	作業内容	分別解体等の方法（※）
工 程 ご と の 作 業 内 容 及 び 解 体 方 法	①仮設	仮設工事 □有 ■無	□ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用
	②土工	土工 ■有 □無	□ 手作業 ■ 手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事 □有 ■無	□ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 ■有 □無	□ 手作業 ■ 手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 □有 ■無	□ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用
	⑥その他 (舗装)	その他の工事 ■有 □無	□ 手作業 ■ 手作業・機械作業の併用

※「分別解体等の方法」の欄については、該当がない場合は記載の必要はない。

② 再資源化等をする施設の名称及び所在地

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地
アスファルト コンクリート	中村事業(株)	掛川市大坂 8 2 7 8 - 1
カッター汚泥	(株)堀内土木	磐田市向笠竹ノ内 8 7

※上記②については積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。なお、請負者の提示する施設と異なる場合においても設計変更の対象としない。

ただし、現場条件や数量の変更等、請負者の責によるものではない事項についてはこの限りではない。

③ 受入時間

中村事業(株)
(株)堀内土木

処分場： 8時00分～17時00分
処分場： 8時00分～17時00分

2. 請負者は、特定建設資材の分別解体等・再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第 18 条に基づき、以下の事項を書面に記載し、監督職員に報告することとする。

なお、書面は「建設リサイクルガイドライン（平成 14 年 5 月）」に定めた様式 1〔再生資源利用計画書（実施書）〕及び様式 2〔再生資源利用促進計画書（実施書）〕を兼ねるものとする。

- ・再資源等が完了した年月日
- ・再資源化等をした施設の名称及び所在地
- ・再資源化等に要した費用

3. その他

工事発注後に明らかになった事情により、予定した条件によりがたい場合は、監督職員と協議するものとする。

掛川市週休2日推進工事（土木工事等）実施要領

（目的）

第1条 建設業界では、若年層の入職者数が減少しており、公共工事の品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保が重要な課題となっている。本要領は、週休2日の実施に伴い必要となる事項を定め、建設現場において週休2日の取得が可能な環境づくりを推進し、労働環境を改善することを目的とする。

（対象工事）

第2条 掛川市が発注する土木工事標準積算基準書、湾港工事標準積算基準書、土地改良工事積算基準及び治山林道必携により積算する工事を対象とする。ただし、以下に該当する工事は対象外とする。

- (1) 施工に必要な実日数（実働日数）が1週間程度と見込まれる工事
- (2) 通年維持工事、緊急性の高い応急対策工事等
- (3) 発注機関の長が対象工事に適さないと判断する工事

（用語の定義）

第3条 この要領において用いる用語は次のとおりとする。

- (1) 週休2日 対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。
- (2) 対象期間 工期のうち、準備期間と後片付け期間を除く期間をいう。（年末年始休暇（6日間）、夏季休暇（3日間）工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている期間を除く。）
- (3) 現場閉所 対象期間において、現場事務所での事務作業を含め1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。（巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除く。）
- (4) 現場閉所率 対象期間における現場閉所日数の割合（現場閉所日数/対象期間日数）で算定する。現場閉所率が28.5%以上の場合を4週8休以上、25%以上28.5%未満を4週7休以上4週8休未満、21.4%以上25%未満を4週6休以上4週7休未満とする。

（発注）

第4条 次のいずれかの方式により発注する。

- (1) 発注者指定型 掛川市週休2日推進工事（土木工事等）特記仕様書（発注者指定型）（別紙1）を添付し、4週8休以上の達成を前提とした補正係数により費用を計上し発注する。
- (2) 受注者希望型 掛川市週休2日推進工事（土木工事等）特記仕様書（受注者希望型）（別紙

2) を添付し、発注する。契約後、受注者が週休2日推進工事の実施を希望する場合には、受発注者間協議により適用可能とする。

(実施方法)

第5条 週休2日推進工事の実施方法は次のとおりとする。

- (1) 受注者は、現場着手日までに4週8休以上の現場閉所計画表（別紙3を参考とする。）を監督員に提出し、これに基づき施工を行う。受注者希望型については、週休2日に取り組むレベル（「4週8休以上」、「4週7休以上8休未満」又は「4週6休以上4週7休未満」のいずれか。以下、「取組レベル」という。）を受発注者間協議により設定し、現場閉所計画表を作成する。なお、発注者指定型において受注者の責めに帰すことができない理由により実施が困難な場合には、対象期間開始前に受発注者間協議を行うこととする。
- (2) 受注者は、計画に変更が生じた場合には、その都度変更の現場閉所計画表を監督員に提出する。
- (3) 監督員は、受注者に工事記録簿等の資料を求め、現場閉所率について確認を行う。なお、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められない場合には、現場閉所率に応じた費用計上による変更契約を行うものとする。また、受注者希望型において現場閉所率の算出結果が取組レベルを超えた場合でも、当初協議による設定を上限として判定し、第6条、第7条及び第8条を適用する。
- (4) 上記取組実施内容については、入札公告等で提示する特記仕様書に明記する。

(費用の計上)

第6条 別に定める「週休2日推進工事積算要領」に基づき、費用の計上を行うものとする。

(工事成績における評価)

第7条 工事成績評定の対象となる工事にあつては、現場閉所率に応じて以下のとおり「創意工夫」項目で加点を行うものとする。（評定点は、合計で100点を超えないものとする。）

- (1) 4週8休以上の場合は、2点を加点する。
- (2) 4週7休以上4週8休未満の場合は、1点を加点する。
- (3) 4週6休以上4週7休未満の場合は、0.5点を加点する。

(達成証明)

第8条 本要領を適用した工事において、4週6休以上の現場閉所が確認された場合は、その達成状況を工事検査結果通知書により発注者から受注者に通知する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、令和6年4月1日から施行する。

(別紙1)

掛川市週休2日推進工事(土木工事等)特記仕様書(発注者指定型)

第1 目的

本特記仕様書は、週休2日の実施に伴い必要となる事項を定め、建設現場において週休2日の取得が可能な環境づくりを推進し、労働環境を改善することを目的とする。

第2 用語の定義

この特記仕様書において用いる用語は次のとおりとする。

- (1) 週休2日 対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。
- (2) 対象期間 工期のうち、準備期間と後片付け期間を除く期間をいう。(年末年始休暇(6日間)、夏季休暇(3日間)工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている期間を除く。)
- (3) 現場閉所 対象期間において、現場事務所での事務作業を含め1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。(巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除く。)
- (4) 現場閉所率 対象期間における現場閉所日数の割合(現場閉所日数/対象期間日数)で算定する。現場閉所率が28.5%以上の場合を4週8休以上、25%以上28.5%未満を4週7休以上4週8休未満、21.4%以上25%未満を4週6休以上4週7休未満とする。

第3 実施方法

週休2日推進工事の実施方法は次のとおりとする。

- (1) 受注者は、現場着手日までに4週8休以上の現場閉所計画表を監督員に提出し、これに基づき施行を行う。なお、受注者の責めに帰すことができない理由により実施が困難な場合には、対象期間開始前に受発注者間協議を行うこととする。
- (2) 受注者は、計画に変更が生じた場合には、その都度変更の現場閉所計画表を監督員に提出する。
- (3) 監督員は、受注者に工事記録簿等の資料を求め、現場閉所率について確認を行う。なお、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められない場合には、現場閉所率に応じた費用計上による変更契約を行うものとする。

第4 費用の計上

別に定める「週休2日推進工事積算要領」に基づき、費用の計上を行うものとする。

第5 工事成績における評価

工事成績評定の対象となる工事にあつては、現場閉所率に応じて以下のとおり「創意工夫」項目で加点を行うものとする。（評定点は、合計で100点を超えないものとする。）

- (1) 4週8休以上の場合は、2点を加点する。
- (2) 4週7休以上4週8休未満の場合は、1点を加点する。
- (3) 4週6休以上4週7休未満の場合は、0.5点を加点する。

第6 達成証明

4週6休以上の現場閉所が確認された場合は、その達成状況を工事検査結果通知書により発注者から受注者に通知する。

(別紙2)

掛川市週休2日推進工事（土木工事等）特記仕様書（受注者希望型）

第1 目的

本特記仕様書は、週休2日の実施に伴い必要となる事項を定め、建設現場において週休2日の取得が可能な環境づくりを推進し、労働環境を改善することを目的とする。

第2 用語の定義

この特記仕様書において用いる用語は次のとおりとする。

- (1) 週休2日 対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。
- (2) 対象期間 工期のうち、準備期間と後片付け期間を除く期間をいう。（年末年始休暇（6日間）、夏季休暇（3日間）工事製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている期間を除く。）
- (3) 現場閉所 対象期間において、現場事務所での事務作業を含め1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。（巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除く。）
- (4) 現場閉所率 対象期間における現場閉所日数の割合（現場閉所日数/対象期間日数）で算定する。現場閉所率が28.5%以上の場合を4週8休以上、25%以上28.5%未満を4週7休以上4週8休未満、21.4%以上25%未満を4週6休以上4週7休未満とする。

第3 実施方法

週休2日推進工事の実施方法は次のとおりとする。

- (1) 受注者は、現場着手日までに4週8休以上の現場閉所計画表を監督員に提出し、これに基づき施行を行う。なお、受注者の責めに帰すことができない理由により実施が困難な場合には、対象期間開始前に受発注者間協議を行うこととする。
- (2) 受注者は、計画に変更が生じた場合には、その都度変更の現場閉所計画表を監督員に提出する。
- (3) 監督員は、受注者に工事記録簿等の資料を求め、現場閉所率について確認を行う。なお、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められない場合には、現場閉所率に応じた費用計上による変更契約を行うものとする。

第4 費用の計上

別に定める「週休2日推進工事積算要領」に基づき、費用の計上を行うものとする。

第5 工事成績における評価

工事成績評定の対象となる工事にあつては、現場閉所率に応じて以下のとおり「創意工夫」項目で加点を行うものとする。（評定点は、合計で100点を超えないものとする。）

- (1) 4週8休以上の場合は、2点を加点する。
- (2) 4週7休以上4週8休未満の場合は、1点を加点する。
- (3) 4週6休以上4週7休未満の場合は、0.5点を加点する。

第6 達成証明

4週6休以上の現場閉所が確認された場合は、その達成状況を工事検査結果通知書により発注者から受注者に通知する。